

気軽にゼミナール

vol.31

遺言について

司法書士 井上 史人

遺言には、複数の方式があり、一般的に知られているのは、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言ではないかと思います。遺言は、要式行為といって、法に規定された方式に従うことが求められ、これに違背する遺言は無効となります。

例えば、自筆証書遺言は、遺言者が遺言の全文、日付、氏名を自書したうえで、押印をしなければなりません。ワープロで印刷した遺言書、代筆による遺言書は、自筆ではありませんので、自筆証書遺言としては無効です。

また、よく失敗例として紹介される例ですが、遺言をした日付を平成〇〇年〇月吉日とすることは認められません。平成22年8月1日のように正確な日付を記載する必要があります。

公正証書遺言は、公証人に対して遺言の内容を口授して公正証書で作成してもらう遺言です。証人二人以上の立会が必要となりますが、証人は誰でも良いわけではなく、未成年者、推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族等は、証人となることができません。

秘密証書遺言は、遺言の内容を秘密にすることができる遺言で、これも公証人の関与が必要となります（詳細は、ここでは省略させていただきます。）

以上の方式による遺言は一般方式による遺言ですが、この外にも、船舶が遭難し危急時に行う難船危急時遺言など特別な方式による遺言もあります。

なお、公正証書による遺言以外の遺言書は、相続開始後において家庭裁判所の検認（後日偽造・変造がなされないよう遺言書の現状を確認する手続き）を経なければなりません。また、封印のある遺言書は、発見者や保管者が勝手に開封してはならず、家庭裁判所で、相続人等の立会のもと開封する必要があり、違反者には、過料が科せられることがあります。

遺言者が遺言書を作成した後で、内容を変更したい場合には、新しく遺言書を作成して前の遺言を撤回することができます。前になされた遺言と後になされた遺言で、内容が抵触する場合には、抵触する限度において前の遺言を撤回したものと看做され、後になされた遺言が有効となります。

遺言者が相続人の相続分を害するような遺言をした場合の有効性はどうなるのでしょうか？このような遺言も無効ではありません。ただし、兄弟姉妹以外の者が相続人である場合には、遺留分（相続人として相続財産のうち一定の割合の財産を確保する権利）が認められ、相続開始後に、遺留分権利者から減殺請求（物又は価格の返還請求）をすることができます。尤も、遺留分権利者から減殺請求がなされなければ、遺言どおりの相続がなされます。

司法書士 井上史人事務所

〒437-0041

袋井市睦町2-8

Re-poseFUKUROI 1階

TEL.0538-45-2720

FAX.0538-45-2750

執筆いただいた井上史人さん▶

